

二、相关新信息

- 中国将建立企业质量信用黑名单..... 7
- 关于及时签订书面劳动合同的法律规定及实践操作要点..... 8

一、相关新法令、新政策

- 关于正确审理企业破产案件为维护市场经济秩序提供司法保障若干问题的意见

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法发〔2009〕36号
 【发布日期】2009-06-12
 【提 示】在当前经济形势下，为指导法院正确审理企业破产案件，防范和化解企业债务风险，最高人民法院就以下八个方面提出指导意见：

| | |
|---|---|
| 1 | 依法受理破产案件与挽救危困企业。 |
| 2 | 处理敏感破产案件与维护社会稳定。 |
| 3 | 合理适用破产重整和和解程序。 |
| 4 | 优先保护劳动者权益。 |
| 5 | 妥善指定适格管理人，并充分发挥其作用。 |
| 6 | 充分保护债权人合法权益。其中包括： 1) 要充分利用各种法律手段，努力查找和追收债务人财产。 2) 要切实保障债权人对破产程序的参与权，坚决防止地方保护主义。 3) 对债务人的法定代表人、财务管理人员、其他经营管理人员，以及出资人等，必要时可以采取相应的罚款、训诫、拘留等强制措施，并告知债权人可以另行起诉有责任的股东、董事、实际控制人等。 |
| 7 | 做好破产程序与执行程序的有效衔接。 |
| 8 | 加强法官的专业化队伍建设。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/main/200906180052.htm>

- 关于个人无偿受赠房屋有关个人所得税问题的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
 【发布文号】财税〔2009〕78号
 【发布日期】2009-05-25

二、関連する新情報

- 中国は企業品質信用ブラックリストを作成する。 7
- 書面の労働契約を遅滞なく締結することについての法律規定及び実務上の要点..... 8

一、関連する新法令、新政策

- 企業の破産事案を正確に審理し、市場経済秩序を守るために司法保障を提供することの若干事項に関する意見

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法発〔2009〕36号
 【発布日】2009-06-12
 【コメント】当面の経済情勢において、法院が企業の破産事案を正確に審理し、企業の債務リスクを防備し取り除くよう、最高人民法院は次の8つの方向から指導意見を提示した。

| | |
|---|---|
| 1 | 法に準拠し破産事案を受理し、困窮企業を救うこと。 |
| 2 | センシティブな破産事案を処理し、社会の安定を維持すること。 |
| 3 | 破産更生及び和解手順を合理的に適用すること。 |
| 4 | 労働者の権益を優先して守ること。 |
| 5 | 適格な管理者を適切に指定し、尚且つその役割を充分に発揮させること。 |
| 6 | 債権者の適法な権益を充分に守ること。主には次のとおりである。 1) 各種の法的手段を充分に活用し、債務者資産の調査と追跡徴収に尽力すること。 2) 債権者が破産手続に参加する権利を適切に保障し、地方保護主義を断固として防ぐこと。 3) 債務者の法定代表人、財務管理者、その他の経営管理職者、及び出資者等に対して、必要に応じてかかる罰金、懲戒、拘留等の強制措置を講じ尚且つ有責出資者、董事、実際の支配者等を別途に提訴できることを債権者に告知すること。 |
| 7 | 破産手続と執行手続の効果的な収斂を実践すること。 |
| 8 | 裁判官の専門性の高いチームワークの醸成を強化すること。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/main/200906180052.htm>

- 個人が家屋の無償贈与を受けた場合の個人所得税についての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
 【発布番号】财税〔2009〕78号
 【発布日】2009-05-25

【实施日期】2009-05-25

【提示】根据该通知，以下情形的房屋产权无偿赠与，对当事双方不征收个人所得税：

1. 房屋产权所有人将房屋产权无偿赠与其配偶、父母、子女、祖父母、外祖父母、孙子女、外孙子女、兄弟姐妹；
2. 房屋产权所有人将房屋产权无偿赠与对其承担直接抚养或赡养义务的抚养人或赡养人；
3. 房屋产权所有人死亡，依法取得房屋产权的法定继承人、遗嘱继承人或受赠人。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9158346.html>

【施行日】2009-05-25

【コメント】本通知によると、次の状況の家屋の無償贈与は、両当事者に対して、個人所得税を徴収しない。

1. 家屋の資産権所有者が家屋の資産権をその配偶者、両親、子女、父方の祖父母、母方の祖父母、内孫、外孫、兄弟姉妹に無償で贈与する場合。
2. 家屋の資産権所有者が家屋の資産権を自己が養育し又は扶養する義務を直接に負う養育者又は扶養者に無償で贈与する場合。
3. 家屋の資産権所有者が死亡し、法に準拠し不動産の所有権を取得する法定相続人、遺言による相続人又は遺贈による相続人。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9158346.html>

● [关于加强股权转让所得征收个人所得税管理的通知](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2009〕285号

【发布日期】2009-05-28

【提示】为加强自然人股东股权转让所得的个人所得税征收管理，该通知要求：

1. 股权转让各方在签订股权转让协议并完成股权转让交易以后至企业变更股权登记之前，负有纳税义务或代扣代缴义务的转让方或受让方，应先到股权变更企业所在地的税务机关办理纳税（扣缴）申报，获得税务机关开具的股权转让所得缴纳个人所得税完税凭证或免税、不征税证明后，再到工商部门办理股权变更登记手续。
2. 税务机关要对扣缴义务人或纳税人申报的股权转让所得相关资料进行认真审核，判断股权转让行为是否符合独立交易原则，是否符合合理性经济行为及实际情况。对申报的计税依据明显偏低（如平价或低价转让等）、且无正当理由的，税务机关可参照每股净资产和自然人股东享有的股权比例所对应的净资产份额核定（税务机关核定应纳税所得额；至于股权转让款，仍可由股权交易各方自行协商并在股权转让协议中约定）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9161116.html>

● [持分譲渡収入の個人所得税徴収管理を強化することについての通知](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函〔2009〕285号

【発布日】2009-05-28

【コメント】自然人の出資者の持分譲渡収入の個人所得税徴収管理を強化するために、本通知は次の要求を行っている。

1. 持分取引各当事者が持分譲渡契約を締結し、尚且つ持分譲渡取引完了後から企業が持分変更登記を行うまでの間、納税義務又は源泉徴収義務を負う譲渡者又は譲受者は、まず持分を変更する企業の所在地の地税機関にて納税（源泉徴収）申告を行い、税務機関が発行する持分譲渡収入の個人所得税納税証憑又は免税、税金を徴収しない証明を取得した後、改めて工商部門に赴き持分変更登記手続を行う。
2. 税務機関は源泉徴収義務者又は納税者の申告した持分譲渡収入の関係資料を真剣に審査し、持分譲渡行為が独立した取引の原則を満たしているかどうか、合理的な経済行為及び実情に合っているかを判断しなければならない。申告した税金計算根拠が明らかに低すぎ（たとえば、公道価格又は安値譲渡等）、しかも正当な理由がない場合、税務機関はそれぞれの純資産及び自然人の出資者が保有する持分比率に対応する純資産の割り当てに基づき査定することができる（税務機関が課税所得額を査定する。持分譲渡金については、持分取引各当事者が自ら協議し尚

且つ持分譲渡契約書中に約定することができる)。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9161116.html>

- [关于企业投资者投资未到位而发生的利息支出企业所得税前扣除问题的批复](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2009〕312号
【发布日期】2009-06-04
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9163928.html>

- [企業の出資者の出資が全額払い込まれなかったことで発生する利息支出の企業収入税引前控除についての返答書](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函〔2009〕312号
【発布日】2009-06-04
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9163928.html>

- [关于补充养老保险费、补充医疗保险费有关企业所得税政策问题的通知](#)

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税〔2009〕27号
【发布日期】2009-06-02
【实施日期】2008-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9161072.html>

- [養老保険料の補充、医療保険料の補充にあつての企業所得税政策についての通知](#)

【発布機関】財政部、国家税務総局
【発布番号】财税〔2009〕27号
【発布日】2009-06-02
【施行日】2008-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9161072.html>

- [关于进一步完善企业贸易信贷登记和出口收结汇联网核查管理有关问题的通知](#)

【发布单位】国家外汇管理局综合司
【发布文号】汇综发〔2009〕78号
【发布日期】2009-06-10
【实施日期】2009-06-10
【提 示】该通知对以下问题进行了规定：
1. 贸易信贷可收（付）汇额度统一实行余额管理；
2. 控制比例定义及设定权限等；
3. 新设企业的出口收汇额或进口付汇额的核定；
4. 出口收结汇联网核查系统完善了“网上交单”查询等功能。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=8040200000000000,47&id=4

- [企業貿易貸付登記及び輸出外貨受取・人民元転ネットワーク検査管理を一層整備することについての通知](#)

【発布機関】国家外貨管理局綜合司
【発布番号】匯綜發〔2009〕78号
【発布日】2009-06-10
【施行日】2009-06-10
【コメント】本通知は次の事項について規定を行っている。
1. 貿易貸付外貨受取（支払）可能枠の残額管理の統一実施。
2. 比率の定義及び権限の設定等の統制。
3. 新設企業の輸出外貨受取額又は輸入外貨支払額の査定。
4. 輸出外貨受取・人民元転ネットワーク検査システムの「書類オンライン提出」照合等機能の整備。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=8040200000000000,47&id=4

● 关于在部分海关开展出口货物分类通关改革试点的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2009 第 33 号
 【发布日期】2009-06-17
 【实施日期】2009-06-17
 【提 示】该公告对出口货物分类通关改革试点工作，部署如下：

| | |
|----------|--|
| 试点范围 | 北京、天津、大连、上海、南京、杭州、宁波、福州、厦门、青岛、广州、深圳、拱北、黄埔、江门海关关区出口的海运和空运货物。 |
| 出口货物分类通关 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 海关以企业资质状况为基础，综合商品、物流等各类风险要素，按照风险高低对出口货物实施分类通关作业。 ■ 对诚信守法企业的低风险出口货物，海关计算机系统对电子数据报关单完成电子审核后，快速放行。纸质报关单证有“事后交单”和“现场交单”两种方式供企业自主选择。 |
| 事后交单 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 经海关审核准予适用“事后交单”通关方式的企业采取“无纸报关”方式录入报关单向海关申报，经海关审核满足计算机自动放行条件的，在货物放行后 10 日内向海关递交纸质报关单证。 ■ 涉及监管证件的出口货物不适用“事后交单”通关方式。 ■ 试点海关范围内 A 类及以上的进出口企业和代理报关企业，可以向注册地海关申请适用“事后交单”通关方式。 ■ A 类及以上企业经注册地海关同意，并与海关、电子口岸签订协议书后，可在全国试点海关范围内适用“事后交单”通关方式。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info174780.htm>

● 关于印发《工会会计制度》、《工会新旧会计制度有关衔接问题的处理规定》的通知

【发布单位】财政部
 【发布文号】财会〔2009〕7 号
 【发布日期】2009-05-31
 【实施日期】2010-01-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://kjs.mof.gov.cn/kjs/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200906/t20090615_167896.html

● 一部の税関にて輸出貨物分類別通関改革試行を実施することについての公告

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2009 第 33 号
 【発布日】2009-06-17
 【施行日】2009-06-17
 【コメント】本公告は輸出貨物の分類別通関改革試行作業について、次のように手配している。

| | |
|------------|---|
| 試行範囲 | 北京、天津、大連、上海、南京、杭州、寧波、福州、厦門、青島、広州、深圳、拱北、黄埔、江門税関管轄区にて輸出する海運及び空輸の貨物。 |
| 輸出貨物の分類別通関 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 税関は企業の資産信用状況をもとに、商品、物流等の各種リスク要因を総合して勘案し、リスクの高さに応じて輸出貨物に対し、分類別通関作業を行う。 ■ 誠実で法を遵守する企業のローリスクな輸出貨物に対しては、税関コンピューターシステムが電子データ関税申告書について電子審査を行った後、迅速に通関を許可する。紙面の関税申告書には「書類事後提出」と「書類現場提出」の 2 通りの方式があり、いずれかを企業に選択させる。 |
| 書類を事後に提出 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 税関の審査により「書類事後提出」の通関方式の適用が認められた企業が「紙面として出力しない」方式により関税申告書に記入を行い、税関に申告し、税関の審査を受けた結果、コンピューター自動通関許可条件を満たしていれば、貨物の通関後 10 日以内に税関に紙面に出力した通関書類を提出する。 ■ 監督管理証書に関連する輸出貨物には「書類事後提出」の通関方式を適用しない。 ■ 試行税関の範囲内の A 類以上の輸出入企業及び通関代理企業は、登録地の税関で「書類事後提出」の通関方式の適用を申請することができる。 ■ A 類以上の企業が登録地の税関の同意を受け、尚且つ、税関、電子検問所と協定を締結した後は、全国の試行税関範囲内で「書類事後提出」の通関方式を適用することができる。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info174780.htm>

● 「労働組会计制度」、「労働組新旧会计制度収斂の処理規定」を印刷配布することについての通知

【発布機関】财政部
 【発布番号】财会〔2009〕7 号
 【発布日】2009-05-31
 【施行日】2010-01-01
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://kjs.mof.gov.cn/kjs/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200906/t20090615_167896.html

● 关于调整出口退税账户托管贷款额度的通知

【发布单位】中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、商务部、国家税务总局

【发布文号】银发〔2009〕190号

【发布日期】2009-06-12

【实施日期】2009-06-12

【提示】根据该通知，出口退税账户托管贷款额度从现行的原则上不得超过应得退税额的70%提高到90%。

【备注】出口退税账户托管贷款，是指商业银行为解决出口企业退税未能及时到账而出现短期资金困难，在对企业出口退税账户进行托管的前提下，向出口企业提供的以退税应收款作为还款保证的短期流动资金贷款。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/200906/1245313486181.PDF>

● 关于完善流通领域市场监管公共服务体系的通知

【发布单位】商务部、财政部

【发布文号】商秩发〔2009〕271号

【发布日期】2009-06-05

【提示】该通知要求建立省、市、县三级12312服务网络，作为酒类流通、特许经营、零售商促销、零供交易、报废汽车回收、“家电下乡”、“汽车摩托车下乡”等流通领域举报投诉、咨询服务的公共服务窗口。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2009-06/17/content_1342587.htm

● 关于完善境外投资项目有关问题的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改外资〔2009〕1479号

【发布日期】2009-06-08

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2009tz/t20090619_286696.htm

● 輸出払戻し税口座委託管理貸付枠を調整することについての通知

【発布機関】中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、商務部、国家税務総局

【発布番号】銀発〔2009〕190号

【発布日】2009-06-12

【施行日】2009-06-12

【コメント】本通知によると、輸出払戻し税口座委託管理貸付金枠の原則超えてはならない規準が現行の取得すべき払戻し税額の70%から90%に引き上げられる。

【備考】輸出払戻し税口座委託管理貸付とは、商業銀行が輸出企業の払戻し税が遅滞なく入金されないことで短期の資金困難が生じてしまうことを解決するために、企業の輸出払戻し税口座を委託管理するという前提で、輸出企業に提供する払戻し税未収金を返済保障とする短期流動資金貸付をいう。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/200906/1245313486181.PDF>

● 流通分野市場監督管理公共サービス体系を整備することについての通知

【発布機関】商務部、財政部

【発布番号】商秩発〔2009〕271号

【発布日】2009-06-05

【コメント】本通知は、省、市、県の3ランクの12312サービスネットワークを構築し、酒類流通、フランチャイズ経営、小売店販促、小売店とサプライヤーの取引、廃棄処分自動車の回収、「家電農村普及」、「自動車オートバイ農村普及」等の流通分野又は通報クレーム申立、コンサルティングサービスの公共サービス窓口とするよう求めている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2009-06/17/content_1342587.htm

● 国外投資プロジェクト管理の関係事項を整備することについての通知

【発布機関】国家發展改革委員会

【発布番号】发改外資〔2009〕1479号

【発布日】2009-06-08

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2009tz/t20090619_286696.htm

● 《持有〈上海市居住证〉人员申办本市常住户口试行办法》实施细则（上海）

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局等十七部门

【发布文号】沪人社力字〔2009〕23号

【发布日期】2009-06-17

【提示】该实施细则从申办条件、激励条件、申请的提出、申请材料、办理流程、迁入户口、家属随迁、轮候等方面对《持有〈上海市居住证〉人员申办本市常住户口试行办法》的相关条款进行了具体规定。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

《持有〈上海市居住证〉人员申办本市常住户口试行办法》实施细则

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200906/t20090617_1066586.shtml

实施细则的政策问答

http://www.12333sh.gov.cn/2007sxy/2007news/2007xwzt/2007xgwd/200906/t20090618_1066624.shtml

持有《上海市居住证》人员申办本市常住户口试行办法

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai17537.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 中国将建立企业质量信用黑名单

日前，国家质量监督检验检疫总局透露，中国2010年将建立“企业质量信用信息网”，以产品质量记录、违法违规记录、预警信息等形式，对外发布和提供查询。同时，还将以食品等涉及生命财产安全的产品为重点，实施质量信用分类监管。建立质量信用“黑名单”制度，将发生质量安全事故、存在质量问题、违法违规情节严重的企业纳入“黑名单”，实行严格监管，并对外发布。

另据透露，推荐性国家标准《企业质量信用等级划分通则》（GB/T 23791-2009）将于2009年11月01日起开始实施。该通则根据企业在一定时期内的信用风险，将企业分为A（守信）、B（基本守信）、C（失信）、D（严重失信）四个等级。

（里兆律师事务所2009年06月19日整理编写）

● 「『上海市居住证』の保有者の上海市常住戸籍申請試行弁法」実施細則（上海）

【発布機関】上海市人的資源及び社会保障局等 17の官公庁

【発布番号】滬人社力字〔2009〕23号

【発布日】2009-06-17

【コメント】本実施細則は、申請条件、インセンティブ条件、申請の提出、申請書類、申請手続の流れ、戸籍転入、家族の転入、順番待機等の方向から「『上海市居住证』の保有者の上海市常住戸籍申請試行弁法」の関係条項について具体的な規定を行っている。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。

「『上海市居住证』の保有者の上海市常住戸籍申請試行弁法」実施細則

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200906/t20090617_1066586.shtml

実施細則の政策についての問答

http://www.12333sh.gov.cn/2007sxy/2007news/2007xwzt/2007xgwd/200906/t20090618_1066624.shtml

「上海市居住证」の保有者の上海市常住戸籍申請試行弁法

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai17537.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 中国は企業品質信用ブラックリストを作成する

先頃、国家品質監督検査検疫総局が明かしたところでは、中国2010年に「企業品質信用情報網」を構築し、製品の品質記録、違法違反記録、早期警戒情報等の形式により、外部に公表し、照会を受け付ける。また、食品等の生命財産の安全性にかかわる製品に重点を置き、品質の信用等級別監督管理を実施する。品質の信用の「ブラックリスト」制度を制定し、品質の安全性の事故が発生し、品質に問題があり、違法違反状況が深刻な企業を「ブラックリスト」に載せ、厳格な監督管理を実施し、尚且つ外部に公表する。

また同時に明かされた情報によると、推薦性国家規格「企業品質信用等級区分通則」（GB/T 23791-2009）が2009年11月1日から実施される。本通則は企業の一定期間中の信用リスクに基づき、企業をA（信用優良）、B（信用普通）、C（信用不良）、D

(信用著しく不良)の4つの等級に分類する。

(里兆法律事務所が2009年6月19日付で作成)

● **关于及时签订书面劳动合同的法律规定及实践操作要点**

根据中国《劳动合同法》以及《劳动合同法实施条例》(以下简称“《实施条例》”)的相关规定,企业与员工建立劳动关系的,应自用工之日起一个月内与员工签订书面形式的劳动合同,否则,企业可能承担有关法律责任。对此,以往劳动法律文件(例如,《劳动法》第16条、第19条等)虽然也明确规定了企业应与员工签订书面劳动合同的法律义务,但没有规定相应的罚则。

为使企业避免或减少因不当操作而产生的相关风险,律师将签订书面劳动合同的法律规定及实践操作要点,简要介绍如下:

1. 对未签订书面劳动合同的行为,现行法律文件明确规定了相关法律责任:

根据《劳动合同法》第10条、第14条及第82条以及《实施条例》第5条、第6条、第7条等的规定,企业或员工未签订书面劳动合同的,应承担相应的法律责任,对此,律师总结如下表:

| 责任主体 | 法定情形 | 法律责任 |
|-------|-----------------------------------|---|
| 责任在企业 | 在实际用工之日起超过1个月、但未满1年,未与员工签订书面劳动合同。 | <ul style="list-style-type: none"> 支付未签订书面劳动合同期间(按照“自用工之日起满一个月的次日至补订书面劳动合同的前一日”计算)的双倍工资; 与员工补签书面劳动合同。 |
| | 在实际用工之日起满1年(含),未与员工签订书面劳动合同。 | <ul style="list-style-type: none"> 支付未签订书面劳动合同期间(按照“自用工之日起满一个月的次日至满一年的前一日”计算)的双倍工资; 与员工补签书面无固定期限劳动合同。 |
| 责任在员工 | 在实际用工之日起1个月(含)内,未与企业签订书面劳动合同。 | <ul style="list-style-type: none"> 企业依法以书面形式通知员工限期签订书面劳动合同; 员工经书面通知仍不签订书面劳动合同的,企业可在用工 |

● **書面の労働契約を遅滞なく締結することについての法律規定及び実務上の要点**

中国の「労働契約法」及び「労働契約法实施条例」(以下「实施条例」という)の関係規定によると、企業が従業員と労使関係を構築する場合、雇用開始日から起算して1ヶ月内に従業員と書面の労働契約を締結しなければならず、さもなければ、企業はかかる法的責任を負うことになるおそれがある。この点について、従来の労働法律文書(たとえば、「労働法」第16条、第19条等)では企業は従業員と書面の労働契約を締結しなければならないという法的義務を明確に規定してはいるが、かかる罰則は規定していない。

取り扱いが不当であったために発生するリスクを企業が回避し、又は減少できるよう、筆者は書面の労働契約を締結することについての法律規定及び実務上の要点を以下のとおり簡潔に紹介する。

1. 書面の労働契約を締結しない行為に対して、現行の法律文書ではかかる法的責任を明確に定めている

「労働契約法」第10条、第14条、第83条、及び「实施条例」第5条、第6条、第7条等の規定によると、企業又は従業員が書面の労働契約を締結しなかった場合、かかる法的責任を負うことになるが、この点について、筆者は下表にまとめてみた。

| 責任主体 | 法で定められた状況 | 法的責任 |
|-------------|--|---|
| 責任が企業にある場合 | 実際の雇用開始日から1ヶ月超1年未満の間に、従業員と書面の労働契約を締結していない。 | <ul style="list-style-type: none"> 書面の労働契約を締結していない期間(「雇用開始日から満1ヶ月が経過した日の翌日から書面の労働契約を補足締結した日の前日」までの計算)の二倍の給与を支払う。 従業員と書面の労働契約を補足締結する。 |
| 責任が従業員にある場合 | 実際の雇用開始日から満1年が経過したが、従業員と書面の労働契約を締結していない。 | <ul style="list-style-type: none"> 書面の労働契約を締結していない期間(「雇用開始日から満1ヶ月が経過した日の翌日から満1年が経過した日の前日」までの計算)の二倍の給与を支払う。 従業員と書面による期限の定めなき労働契約を補足締結する。 |
| | 実際の雇用開始日から1ヶ月以内に、企業と書面の労働契約を締結し | <ul style="list-style-type: none"> 企業は、期限付きで書面の労働契約を締結するよう法に準拠し書面で従業員に通告する。 従業員が書面の通告を受け取ったにもかかわらず |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | 期限満1个月前书面通知员工终止劳动关系。 |
| 在实际用工之日起超过1个月、但不满1年，未与企业签订书面劳动合同。 | <ul style="list-style-type: none"> 企业可依法以书面形式通知员工终止劳动关系； 企业因终止劳动关系，应按照《劳动合同法》第47条规定，支付经济补偿金。 |

| | | |
|---|-------|--|
| | ていない。 | 書面の労働契約を締結しなかった場合、企業は労使関係の終了を雇用期間満了の1ヶ月前に従業員に書面で通告することができる。 |
| 実際の雇用開始日から1ヶ月超1年未満の間に、企業と書面の労働契約を締結していない。 | | <ul style="list-style-type: none"> 企業は労使関係の終了を法に準拠し書面で従業員に通告することができる。 企業が労使関係を終了する場合、「労働契約法」第47条の規定に基づき、経済補償金を支給しなければならない。 |

综上，律师认为，对企业未签订书面劳动合同的行为（即，责任在企业），现行劳动法律规定了比较严厉的法律責任，包括：

- 1) “双倍工资”的责任。对此，律师认为，《劳动合同法》第82条规定的“双倍工资”，含有对企业“未签订书面劳动合同”违法行为的惩罚性意义，具有与“赔偿金”类似的性质。
- 2) “订立无固定期限劳动合同”的责任。在实际用工之日起满1年（含），企业未与员工签订书面劳动合同的，应依法补签书面无固定期限劳动合同。对此，律师认为，无固定期限劳动合同不约定终止期限，且非法定条件不得解除，因此，在强化保障员工权益的同时，对企业违法行为的惩罚性意义更加明显。

2. 判断“未签订书面劳动合同”的责任方的指导原则：

《劳动合同法》以及《实施条例》未进一步规定“未签订书面劳动合同”的具体涵义，为便于实践操作，部分地方司法或劳动行政机关颁布了相关法律文件，规定了具体判断原则。对此，律师以上海市和广东省为例，简要介绍如下：

- 1) 上海市规定（上海市高级人民法院于2009年03月03日发布的“沪高法[2009]73号”文件）：企业尽诚信义务（如公布、发放书面劳动合同文本等）与员工协商签订书面劳动合同，但由于不可抗力、意外情况及员工拒签等情形导致未订立书面劳动合同的，不属于企业“未签订书面劳动合同”的情形，企业不必承担相应法律責任（包括支付“双倍工资”等）。
- 2) 广东省规定（广东省高级人民法院、广东省劳动争议仲裁委员会于2008年06月23日发布的“粤高法发[2008]13号”文件）：自用工之日起超过一个月、不足

以上から、企業が書面の労働契約を締結していない行為（即ち、責任が企業にある場合）に対しては、現行の労働法律で相対的に厳しい法的責任を定めていると筆者は考える。その責任とは次のとおりである。

- 1) 「二倍の給与」の責任。「労働契約法」第82条に定める「二倍の給与」には、企業が「書面の労働契約を締結しなかった」という違法行為に対する懲罰的意味合いがあり、「賠償金」に類似する性質があると筆者は考える。
- 2) 「期限の定めなき労働契約」の責任。実際に雇用を開始した日から起算して満1年が経過したにもかかわらず、企業が従業員と書面の労働契約を締結していない場合、法に準拠し書面の期限の定めなき労働契約を補足締結しなければならない。これについて、期限の定めなき労働契約では期限を約定せず、尚且つ法で定められた条件以外の理由で解除することはできないため、従業員の權益を強化すると同時に、企業の違法行為に対する懲罰的意味合いが一層はつきりしていると筆者は考える。

2. 「書面の労働契約を締結しなかった」ことの有責当事者を判断するための指導原則

「労働契約法」及び「实施条例」では「書面の労働契約を締結していない」ことの内容がより詳細には規定されておらず、実務上の利便のため、一部地方の司法又は労働行政機関はかかる法律文書を公布し、具体的な判断原則を定めている。筆者は上海市と広東省を例にとり以下簡潔に紹介する。

- 1) 上海市の規定（上海市高级人民法院が2009年3月3日に公布した「滬高法[2009]73号」文書）：企業が信義誠実の義務を果たし（たとえば、書面の労働契約書式を公表し、送付する等）従業員と書面の労働契約の締結を話し合ったが、不可抗力、不慮の事由及び従業員による締結拒否等の理由により、書面の労働契約を締結していない場合は、企業が「書面の労働契約を締結しなかった」状況には該当せず、企業はかかる法的責任（「二倍の給与」支給等を含む）を負う必要はない。
- 2) 広東省の規定（広東省高级人民法院、広東省労働紛争仲裁委員会が2008年6月23日に公布した「粤高法発[2008]13号」書類）：

一年，企业“有证据证明其与劳动者未能签订书面劳动合同的原因完全在劳动者，且企业无过错的”，企业不必承担相应法律责任（包括支付“双倍工资”等）。

可见，实践中，通常将由企业承担“企业已尽诚信义务”、“由于不可抗力、意外情况及员工拒签等情形”、“未能签订书面劳动合同的原因完全在劳动者”、“并非企业自身的过错”等的举证责任。为此，企业应注意在实际处理签订书面劳动合同事宜时，随时固定、保存相关证据。

3. 实践操作中的应对措施：

根据前文所述，并结合律师此前处理的相关案件，律师认为，在实际处理签订书面劳动合同事宜时，企业可以考虑，采取下列措施：

- 1) 安排员工集中签订书面劳动合同，并在有条件的情况下，安排员工登记领取劳动合同，员工在相关登记文件中的签字，今后可作为企业“已安排签署劳动合同”、“企业已尽诚信义务”的证据。
- 2) 在员工签订书面劳动合同后，企业应注意对照员工人数对签署并收回的劳动合同文件数量予以核查，最大程度避免因遗漏而造成未签书面劳动合同的现象。
- 3) 对于员工拒不按照企业安排签订书面劳动合同的，企业应书面告知其限期，如员工在限期内仍未签订书面劳动合同的，企业可以此为书面告知与其终止劳动关系。前述操作应在实际用工之日起 1 个月内进行，相关书面通知，如通过邮寄方式送达员工的，企业应注意保存相关邮寄凭证作为证据，以应对今后可能发生的劳动争议。
- 4) 等等（视企业具体情况，有针对性地采取固定、保存有关证据的其他措施）。

《劳动合同法》及其《实施条例》与以往的劳动法律文件相比，在签订书面劳动合同方面，从员工作为相对于企业的弱势群体角度出发，更加注重强调企业主动与员工签署书面劳动合同的法定义务，由此也增加了企业的法律风险，对企业劳动人事管理的技巧，提出了更高的要求，企业在实际操作中应予重视。

雇用開始日から 1 ヶ月超 1 年未満が経過し、企業に「自身が労働者と書面の労働契約を締結できなかった理由が完全に労働者にあり、企業には過失がないことを証明する証拠がある」場合、企業はかかる法的責任（「二倍の給与支給等を含む）を負う必要はない。

以上から、実践においては、「企業が信義誠実義務を果たし」、「不可抗力、不慮の事由及び従業員による締結拒否等の事由により」、「書面の労働契約を締結できなかった理由が完全に労働者にあり」、「企業自身に過失があるわけではない」等の立証責任を、通常、企業が負うことがわかる。したがって、企業は書面の労働契約締結を実際に取り扱う際には、随時かかる証拠を固め、保管するよう注意しなければならない。

3. 実務上の対処策

前文に述べた内容に基づき、またこれまでに筆者が取り扱った関連事案とあわせると、書面の労働契約締結を実際に取り扱う場合、企業は次に掲げる措置を講じるようにするのがよいであろうと筆者は考える。

- 1) 従業員を取り纏めて書面の労働契約を締結するように手配し、尚且つ条件が合えば、従業員に登記のうえで労働契約を受け取り、従業員がかかる登記書類に署名するように手配し、今後はその書類を企業が「労働契約の締結をすでに手配し」、「企業は信義誠実の義務を果たした」ことの証拠とすることができる。
- 2) 従業員が書面の労働契約を締結した後、企業は従業員数と締結し回収した労働契約書類数とを照らし合わせて確認するように注意し、書面の労働契約の締結漏れを最大限に回避しなければならない。
- 3) 企業の手配どおりに書面の労働契約を締結することを従業員が拒否した場合、企業は書面にて期限を通告し、従業員が期限までに書面の労働契約を締結しないときは、企業はこれを理由にその従業員との労使関係の終了を書面で通告することができる。前述した処置は、実際に雇用を開始した日から 1 ヶ月以内に行い、かかる書面の通告を郵便にて従業員に送達する場合は、今後発生し得る労使紛争に対処できるよう、企業はかかる郵便証憑を証拠として保管するよう注意しなければならない。
- 4) その他（企業の具体的な状況に応じて、かかる証拠を固め、保管するその他の措置を的確に講じる）。

「労働契約法」及びその「实施条例」は従来の労働法律文書と比較すると、書面の労働契約締結において、従業員は企業から見た弱者層であるという視点から、企業が自主的に従業員と書面の労働契約を締結するという法定義務を強調することに一層重きを置いており、このことから、企業の法的リスクは高まり、企業の労働人事管理面における手法につき、より高い要求が行われているため、企業は実務面でこれに注意しなければならない。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令全文内容：

《中华人民共和国劳动合同法》

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-06/29/content_669394.htm

《中华人民共和国劳动合同法实施条例》

http://www.gov.cn/flfg/2008-09/19/content_1099500.htm

（里兆律师事务所 2009 年 06 月 19 日整理编写）

備考：

かかる法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国労働契約法」

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-06/29/content_669394.htm

「中華人民共和国労働契約法实施条例」

http://www.gov.cn/flfg/2008-09/19/content_1099500.htm

（里兆法律事務所が 2009 年 6 月 19 日付で作成）